

岩手県奥州市江刺区広瀬字かるいし軽石・うたがき歌書の芸能伝授書四種

飯島一彦

岩手県は名にし負う芸能伝承の宝庫である。多種多様な民俗芸能が、人口比で見ると他県に比して異様なほど多数伝承されている。特に南部の旧和賀郡・旧胆沢郡・旧江刺郡地域は、旧南部藩と旧伊達藩の藩境地域でもあるが、鹿踊り・剣舞を中心に非常に濃い伝承を保っている。伝承を保持するどころか、新しい踊り組（伝承団体）が新たに次々と生まれている地域でもある。しかしまた、過疎化が進んでいる地域も多く、そこでは踊り組を維持することも難しい。

平成元年から度々訪れている奥州市江刺地区（旧江刺市、それに北上市の一部と旧水沢市の一部を加えると旧江刺郡地域になる、旧伊達藩領最北の地域）を中心とする地域の芸能伝承の特徴の一つに、一つの踊り組が次の世代の組に伝承される際に、伝授式なる儀礼が行われ、伝授書が渡される（これを地元では「免許皆伝」などと表現することが多い）ことがあげられる。旧江刺郡地域に限った習慣ではなさそうだが、それを越えてどこまで広がりを持つかはまだ確かめてはいない。しかし、その一例をかつて紹介したことがある「知の場所」飯島

二〇〇一）が、旧江刺郡地域で確認した限りでは伝授書（ほぼ巻物の形）は新しい踊り組が正式に芸能伝承団体として社会的認知を受けた証であると同時に、その踊り組の世話をする者（「庭元」と呼ばれることが多い、装束一切を預かったり練習場所を提供したりする一種の名誉職、金銭的な見返りはないことが普通のような。）の家に置かれ、その権威の証でもあった。ちなみにその伝授式が生前供養（芸能伝承者として社会的認知を受けると同時に、異界と現世を往き来する存在へと一歩踏み出す事を示威する行為）の性格を持つことも同時に指摘しておいた。

しかし、問題はこの「伝授書」が、一つの伝承の流れの中で一巻しか存在しないというわけではなさそうなおとであった。つまり、代々一巻の巻物が伝えられていくという形で伝授書が伝えられていくというわけではないのである。地元で「免許皆伝」と称されるように、伝授の証として巻物が作られるのであって、それは現在でも箏曲や茶道・華道などで行われている許し書きに近いものである。考えてみれば当然のことで、一つの芸能が常に一つの踊り組にのみ伝承されるとすれば、芸能伝承の広がり等というものは考えられない。実際はあちこちに乞われて、芸能は広がりを持つて伝承することがあるのである。（その際、意図的に変容させて伝承がなされる可能性があることを薩摩奴踊の例で指摘したことがある（飯島二〇〇三））従って、伝承の証たる「伝授書」は、伝授の完了とともに新たに一本が作られるという習慣が生まれたのである。実は問題があるのは我々の方である。というのは、この伝授書にはかならずその芸能の起源・由緒が語られているからで、時には中世神話の残滓かとも思われるようなその内容が、時には権威の証や心構えとして説かれ、それは充分根源の権威・伝承の大元の由来の古さを証している姿勢を持つように見え、ついついその伝承の古さを意識してしまうのである。しか

し、あらためて考えたいのは、これらの巻物は伝承のたびごとに新たに作られるものであるということである。後掲の翻刻には代々の署名があるように見えるが、これは一代毎に署名を書き足した巻物を作り写してきた積み重ねを意味している。伝写者（芸能者）にとっては最後に自署することに意味があるのであって、誤解を恐れずにあえて言えば、芸能者にとつては通常時、芸能の起源譚には興味がない。かえって、よく分からない内容であることの方が、権威づけにとつては都合良かったかもしれない。もちろん、これはそこに記される起源譚以外の芸能の秘伝ないし目録にも興味がないということではないが、そこにある目録と伝承されている現実の芸能の演目が違っている、現実の方が優先されるということでもある。本奥書や起源譚の内容にはかり目が行ってしまう我々は、芸能者とは違う視点を持っていることを充分に自覚しなければならぬ。

だが、一つの芸能がある踊り組によって伝承され保持され上演されている内は、その上演の根拠として伝授書は他見を許されることはあまりない。各地の踊り組に調査に行つて伝授書を見せてもらおうとしたが、拒否されることも多かった。それも当然で、その芸能にとつての至高の権威をおいそれと見せるわけにもいかないだろう。

しかしまた、この制度は、踊り組が替わり「庭元（世話人）」が替われば、元の踊り組・「庭元」にとつて「伝授書」の価値はなくなるといふことでもある。つまり伝授書の価値は、その芸能を伝授している証としては一代限りの有効期間しか持たないといふことなのだ。おそらくほとんどの巻物はどこかに忘れられて湮滅していく。

昨平成十八年、岩手県奥州市江刺区広瀬字軽石および歌書の芸能伝授書を計四本実見する機会があった。軽石の薩摩奴踊の伝授書が一本、歌書の薩摩奴踊伝授書が一本、同じく念仏剣舞の伝授書が二本である。

このうち軽石の薩摩奴踊は現在でも傳承され、地区の鎮守音石神社の祭礼や盆の奉納（於西光寺萬灯会）等を始めとする機会に上演される（写真①②参照）。芸能としては小歌踊りに属する後期風流踊りの一例としてよいのだろうかと思われるが、遺された歌詞がほとんど方言言葉であること、侍踊りの形態を色濃く残していることなどが特徴の芸能で、行列の露払いの意味も持っているという（『歌のちから』参照）。岩手県全体でも傳承の数は多くなく、現在江刺周辺では北上市立花の八士踊りを祖とする、北上市口内・奥州市梁川・同広瀬軽石の各薩摩奴踊が傳承されている。しかし、歌書の薩摩奴踊はすでに傳承は絶えている。『江刺の芸能』には大正一〇年の踊り組の記載があるが、伝授は完了しなかったのか、伝授の巻物は作られなかったようである。ここに翻刻したものは明治一三年の伝授書である。軽石・歌書どちらの奴踊も旧福岡村口内から伝わった同じ芸能の傳承であるが、一見して分かるように、内容にはかなり違いがある。起源傳承・信仰の内容・伝授の系譜など、それぞれに差を見せる。歌書と軽石は旧広瀬村内で隣り合った地区（明治の町村合併以前は別村）にも関わらず、伝授の内容や伝授の形態に違いがあったものかもしれない。現に梁川の奴踊と軽石の奴踊とは、まったく同系統の芸能であるにも関わらず、曲の順番、踊り方、歌詞などに見過ごしがたい（ほぼ人為的に改変が加わったと考えられる）違いを見ることが出来る。

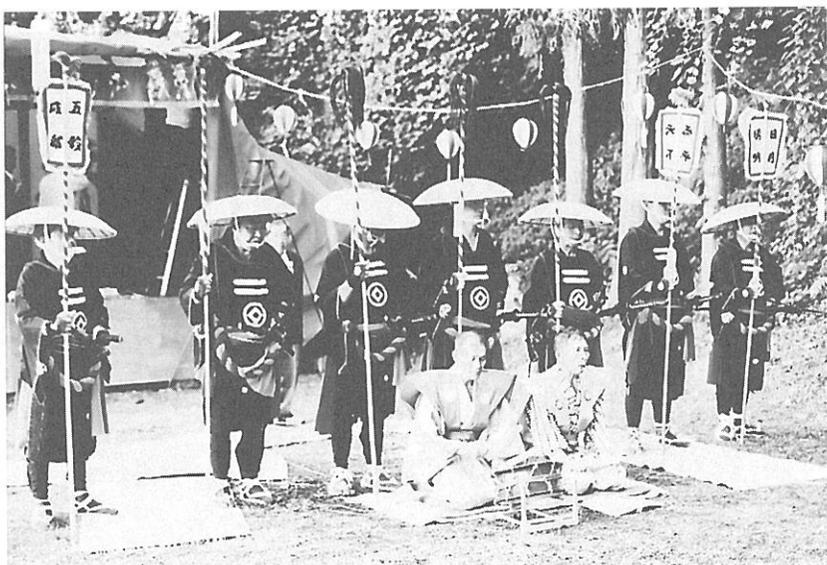
歌書の念仏劍舞は現在踊り組がない。平成十七年迄は地区の鎮守御嶽神社の祭礼に奉納していた（写真③参照）が、子供の数が極端に減ってしまつて維持できなくなったのである（旧江刺郡地域の念仏劍舞は宮沢賢治の詩で有名になった「原体念仏劍舞」も含めて、みな子供の劍舞である）。子供の芸能であるとはいえ、その芸能は大変優れた美しさを持っていたものであるので、とても残念である。しかし、それ故直近の伝授書まで実見することができたとも言える。

歌書には吉祥寺という寺があり、この境内には芸能の伝授を記念する石碑・扁額が多数奉納されている（写真④⑤参照）。歌書という地区の芸能傳承の盛んであった有様がよく分かる。現在は薩摩奴踊・念仏劍舞とも姿を見ることがなくなつたが、それでも例年九月十六日に催行される歌書の鎮守御嶽神社の祭礼にはまだシンガク（子供の神楽）・神楽（早地峰神楽系）・太神楽・鹿踊が付き従つた行列が地内一円を巡る（写真⑥⑦⑧参照）。さて、ここでは都合五巻四本の伝授書の内容を翻刻するのだが、比較してみればたちまち分かるように、問題は同系統あるいは同地区での同芸能の傳承・伝授書であるにもかかわらず、その内容に無視できない相違があることである。それをどう考えるべきなのか、今後の課題としなければならぬが、前述の通り、伝授書は実見することが難しい。また、江刺地区の芸能傳承の実態の全貌すら調査が及んでいない。伝授書の傳承の内容の把握・分析など、すべてはこれからの課題である。それを確認するための翻刻と言つても良い。

なお、翻刻の原本は、軽石の『軽石薩摩奴踊秘傳之巻（薩摩奴子躍本起）』については軽石在住の菊池昭栄氏（昭和二四年生）蔵のもの、歌書の『薩摩奴子踊畧傳記』および『念佛劍舞原由ノ巻』については歌書在住の昆野文雄氏（大正一一年生）蔵のもの、『念佛劍舞原由ノ巻一』および『念佛劍舞原由巻二』は同じく歌書在住の菅野輝亀氏（昭和一七年生）のものである。昆野氏蔵の伝授書と菅野氏蔵の伝授書は傳承において二世代の違いがある。

参考文献 『江刺の芸能』（江刺市教育委員会 昭和五六（一九八一）年）

『歌の力』（國學院大學日本文化研究所編 瑞木書房刊 須藤豊彦・飯島一彦・飯島みほ・長野



①軽石薩摩奴踊。踊り手は通例より1人少ない。座っている2人は音頭上げと太鼓叩き。
2001年9月17日音石神社境内にて。



②同上。小歌を唄いながら踊る。

隆之共著 平成一五〇〇三〇年

「知の場所―日本東北地方の民俗芸能伝承を事例として―」飯島一彦

〔獨協国際交流年報第一四号〕 pp135～pp169 平成一三〇〇一〇年



⑨シンガク、御嶽神社を出る前の奉納。



⑩シンガク、村巡りの途上で、決められた数ヶ所で奉納。



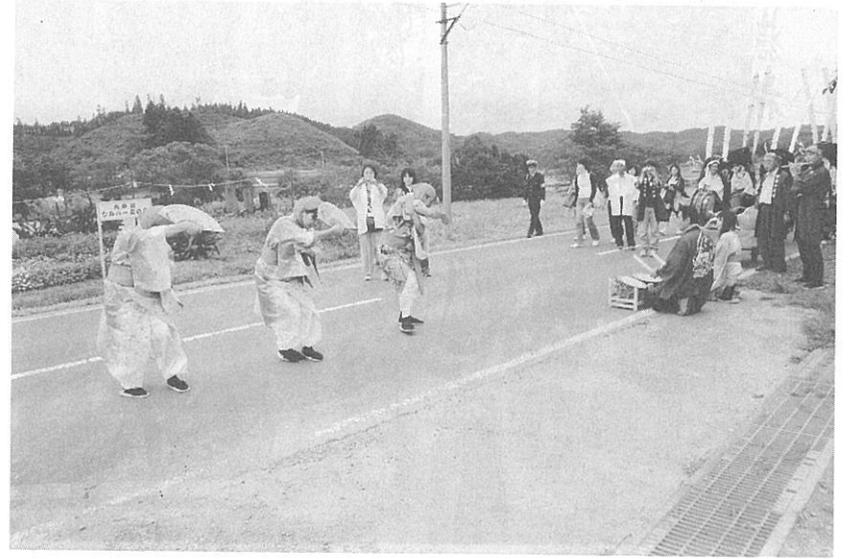
⑦同じく祭礼行列。御輿の前にはシンガクと神楽が先行する。



⑧同じく祭礼行列。御輿の後に太神楽と鹿踊が続く。



⑬奥山上山流歌書鹿踊、村巡りから御嶽神社に帰って来た後、最後の奉納をする。この日踊り手が一人足りない。



⑩太神楽、⑩と同じ場所での手踊り。



⑫太神楽の獅子。農協支所前での奉納。

※翻刻にあたって

一、できるだけ原文の通りの行立て字詰を再現するようにつとめた。

一、使用されている異体字・俗字・変体仮名はおおむね通行の字体に直した。

一、東北訛りの影響で「い↓え」など通行の仮名遣とは違っている点がまま見受けられるが、そのまま残した。

一、同様に濁点の有無についてもそのまま残した。

一、明らかに誤字宛字と分るものもままあるが、そのまま残した。

○軽石薩摩奴踊り伝授書

軽石薩摩奴踊秘傳之卷

薩摩奴子躍本起

往昔天地未別陰陽止不分時渾

沌多留事者如鷄子溟滓而含

牙午其清淨者薄靡為天重濁

者淹滯而為地神聖生其中尔

国常立尊

国狭槌尊

豊斟渾尊

泥土煮命

沙土煮命

大戸道命

うまりて種々のわざわい出にける

是を八百萬の神達なげき天

の安河原に神あつめに集り

神はかりに議りたまえ色々の業

をつくしたまえ共出させ給はず

其の時八方堅めたまひ八神

八劔を打振りたまうて三種の

御稜にて八方を堅め悪魔降

伏を示したまう其時有難や

岩屋の御戸少し明けさせたまう

を手力雄の命は岩戸に両手を

かけさせたまいて力にまかせて

引明けたまいは闇夜はほのくゝと

明けにけり其時に八神の御内に

鳴籥大山咋の神御神哥に

山の端に月はのつこり

ぬけ出来て

大戸邊命
面足之命
惶根之命
伊弉諾尊
伊弉冉尊
天照皇太神

抑薩摩奴子躍の由来委しく

尋るに天の岩戸の開けしより

始りしとなん 天照大神の御

弟に素盞鳴の尊御心たげく

ましまして御姉尊の御為に行

跡ことごとくあちきなし青山

を枯山になしあおひとくさを

損ひ破る事を楽となし悉

の悪行天地鳴動限りもなく

青海原も変動し山崩れ海

暗夜にてうぢん

いらぬものなり

と詠したまひしに今の奴子のしやう

哥とはなりにけるとかや

三種之御杖

吐普加身依美多女是も奴

子しやうかとなれり難災を拂ふの

神語也 云々奴子と申字は元来

八ツ子と書りと言傳り八神始

たまふ処 八ツの子と云ふべし

八神とは八卦の根の元祖神なり

八卦八神之傳

三 坎水圓黒神 (天叢雲劍 鳴鑊大山昨命)

三 艮山土徳神 (九握之劍 甲方山鬼神)

三 震雷木青神 (巖正之劍 武甕槌命)

三 巽風木徳神 (八咫祈之劍 八咫雀神靈)

三 離火赤南神 (草薙之劍 猿田彦命)

三 坤地黄土神 (八握之劍 夜道弟之命)

三 兌澤金徳神 (天雄羽張劍 手力雄命)

三 乾金天徳神 (十拳之劍 經津主命)

此八神八劍を持つて悪魔降伏

成給ひは天照大神岩戸開けし

より代々傳へり

其節迄は八ツの子と云へる也

その後天正文祿の頃太閤秀吉

公異国攻略治国平天下以後

御帰国の砌り津の国天か茶屋の

前にて国々の諸大名酒宴をも

てなし家来下部に至るまで

も銘々御祝儀のためおゆるし受

色々諸藝をつくし御上覧の時

秋則 判

右之一卷御望故本田氏直筆ヲ以テ

無相違書写与者也 右巻物有

之上ハ何方エ出候共他ヨリ違乱無

之候兎哉角申者御座候而奴子

踊候節者長柄ニテ打倒シ候テ

不苦者ニ御坐候以上

盛岡家中

坂本六之助

源 眞英

享保十二丁未年

秋九月四日

立花村北館屋敷

掃 部 殿

右御懇望ニ開傳之上本書一卷無

相違授与致候以上

掃 部

分けて薩摩奴子大鳥毛を持ち

或は加賀のかぐの頭等の幟を

打ち振りて神代の三種の御杖を

哥のしやうかにかうたい古哥をまじへ

蔭陽の手をふり拍手のへうし

をとり天地人三才の形容は

やし之踊りしは御れんを上げ

させ給ひ御上覧有しと也

それより末の代迄奴子踊始也

右此書秘中之秘ニ候間他見御

無用候 若此旨相背者ハ必日

本大小之神底冥罪神可蒙者也

依而誓紙如件

文祿四乙未五月吉日

甲州

本田友之助

寛政十二壬申年

秋九月十九日

瓜ノ木田飯森

正蓮院殿

此卷物拙僧受持候處其方ニ

相讓候者也

文化元甲子年

五月六日

正蓮院

上口内村草刈場屋敷

栄之助殿

此卷物貴殿へ相納申以上

栄之助

文化元甲子年

五月六日

上口内村庭元

利三郎殿

此皆傳之卷読聞カセ候以上

上口内村庭元

利三郎

吉則

文化五己辰年

八月二十五日

草刈場屋敷

久兵衛殿

此皆傳之卷無相違読為聞候

上口内村庭元

利三郎

吉則

文化十一戌年

八月廿六日

大越田上

萬右衛門殿

右相傳致候以上

上口内村庭元 理作

義昌

天保十四卯年八月廿日

中根屋敷

寅藏殿

右相違ナク皆傳仕候以上

庭元 俊治

藤原義英

元治二丑年七月十七日

草刈場 向

茂左エ門殿

右今般旧村内熟議ヲ遂ニ躍施行

相成本供養執行之上舊慣ニ因リ

講読将来共総庭元ニ留置依而

概傳之一卷授与致候也

庭元近藤利蔵

明治拾六癸未年

八月二十四日

福岡村草刈場屋敷

菅野嘉吉殿

右奴子踊ヲ菊池高左衛門へ皆傳

致シ慣例ニ因リ概傳之卷一軸授与

シタルニ付キ右開伝極意の巻謹写

讓渡候也

草刈場屋敷菅野嘉吉

明治四拾参庚戌年

十一月十九日

広瀬村軽石

菊池高左エ門殿

師匠(現口内)

菅野嘉吉 近藤清七

昆野茂惣治 菅野善太郎

菊池利惣治

庭元 菊池今朝太郎

世話人菊池喜左工門

全 菊池今朝治

全 後藤長之丞

全 菊池岩吉 (兼太鼓打)

踊子連

太鼓、歌上げ 後藤勇之丞

一 奴子 菊池高左工門

二 奴子 菊池安右工門

押 奴子 菊池 由味

加 勢 菊池 庄助

全 後藤今朝右工門

全 菊池 藤吉

右今般習得シタル奴子踊ノ

皆傳極意之卷一軸ヲ授与

致シ候也

庭元 菊池高左工門

昭和二十四己丑年

一月十六日

輕石高平莊

菊池高一殿

世話人 菊池喜三郎

全 阿部金五郎

踊子連中

歌上げ 菊池一男

太鼓打 菊池勝太郎

一 奴子 菊池高一

二 奴子 菊池次夫

押 奴子 菊池金蔵

加 勢 菊池武志

全 菊池房志

全 菊池喜代龜

全 高橋喜一

右相違ナク皆傳極意之卷

一軸ヲ授与致候也

庭元

高平莊 菊池高一

昭和五十三年

戊午四月十六日

輕石久田澤前畑

菊池昭栄殿

世話人

菊池 寅之進 (平、中沢)

菊池 房雄 (広谷、堰端)

菊池 勝太郎 (七日市、竹林)

菊池 成敏 (中郡、荒屋敷)

師匠

菊池 一男 (平)

菊池 高一 (高平)

菊池 武志 (神傳田)

菊池 房志 (東)

菊池 勝太郎 (竹林)

弟子連中昭和五十一年二月五日始

一 奴子 菊池昭栄 (久田澤前畑 二十七才)

二 奴子 菊池時男 (柿平 二十才)

押 奴子 高橋 諭 (広野上 二十八才)

一 奴子 菊池成敏 (荒屋敷 四十三才)

全 菊池昌行 (七日市前畑 三十七才)

二 奴子 後藤雄孝 (寺沢新屋 二十六才)

全 菊池貞行 (広野堰端 三十才)

押 奴子 菊池 徳 (七日市 四十一才)

歌上げ 平野良一 (柿ノ木、平野理容 四十才)

太鼓打 菊池悦夫 (青谷上 四十八才)

昭和六十二年六月三十日依

阿部幸治 (青谷上谷の前 昭和十九、四、四日生)

菊池高博 (高平 昭和三十三年、九月、二十六日生)

平成三年一月依

菊池久司 (七日市竹林前 一、五日生)

平成四年二月

菊池広一（七田市 昭和三十四、三、二十四日生）

岩戸を開たまひしより来世
代に至迄も踊と成候と

かや 口傳

一 諸雑除之傳

一 三種御杖之傳

一 三才三器之傳

一 二十八宿之傳

一 三十六律之傳

一 八卦八神之傳

一 八劔八鋒之傳

一 柏手陰陽之傳

一 御神哥之傳

已上

右九ヶ條者口傳有之候

間追而會合之節御尋可

○歌書薩摩奴踊り伝授書

薩摩奴子踊畧傳記

抑薩摩奴子之由来者

天地開し以後天照太神

天乃岩戸江引籠らせ給へし

時八百萬神天乃安河ら

にて神議り給へば八方か

ため八神達わ八劔八鋒

を以岩戸之前にて舞給へ

惡摩降伏し給へは天照太神

被成候他見他言堅御
無用に候事

薩摩奴子踊ハ神代には

八の子と言しとかや其

後人皇に至候へし

太閤秀吉公異国改之後

治国平天下以後帰国之節

津乃国天下茶店ニおゐて

国々の諸大名酒宴を催シ

家来下部に至迄館乃御

祝儀乃御為諸藝を為つくし

御上覧に入る時分て薩摩

奴子大鳥毛或から頭等ノ

長柄を振りて神代の三重の

御杖哥のしやう哥に入れ古

哥をましへ陰陽の手を振り

はやし立踊りしかば翠簾

を揚げさせ給へ御覧せしか

往昔岩戸乃開きしも斯

やらむ皆人々かんじける

夫より今か代迄も薩摩奴子

踊神事祭礼ニも有之候

印 (春雷?)

此外私所持之巻物にハ品々

有之候得共秘中か秘ニ候

間又百之書写相議り申候

間縦ハ雖為畧傳之書門

弟中乃外他見他言堅く

御無用に御座候右巻物有

之候上ハ奴子踊之義に付

他より違乱無之事に候迄
御堅候如何様之義申来り
共私被越急度令吟味候
事為其傳書如斯

歌書老民

正蔵屋敷

花押印

寛政貳年

七月吉日

細畑屋敷

権太郎殿

文政十三^西年 同

七月吉日

寅松殿

慶応四^亥年 同

七月吉日 藤右衛門殿

同

江川藤右衛門殿

明治十三^辰年

十月吉日相讓

館屋敷

菊池周右衛門殿

○歌書念仏劍舞伝授書①

念佛劍舞原由ノ卷

抑念佛劍舞ノ由縁ハ大同三年予
三歳ニメ出家^ス三以テ諸國輕歴スル
事凡ソ貳拾有余而シテ羽黒山ニ入
峰ス権大僧都法師^印善行院中
慶ト号ス志願有テ鬼渡大明神
ノ御堂ニ一千日參籠勤行ス其間
讀經ニ他事ナシ日数積テ七百七拾
七日ノ夜半只動々ト音スレ光明赫
々トシテ神木鳴亘リ暫時ニメ光明
ト共ニ御僧三人御堂ノ内ニ見現シ玉フ
予禮拜メ何方ヨリ御来光ト奉問ハ
御一人予ニ告テ曰清浄ノ心ハ悟ナリ
ト云フヤ否ヤ消失シ玉フ其翌夜ヨリ
片ノ如ク三僧来現シ御一人ハ六波羅

蜜ヲ宣玉フ中老僧ノ曰當處^ト

ハ神社佛閣何ヲ祈ルト御尋ナリ
予曰ク当社鬼渡大明神神明大
神宮拜養権現薬師如来乃
至山神五社ニテ候ト云フ大明神本
地如何トノ玉フ予答曰ク金剛界ノ
大日ニテ御座候ト云フ然ルニ若僧ノ玉フ
沙門ニ教ユヘキ事有テ我々三人出現
セリ是則惡魔退散菩提ト
ナル念佛劍舞ヲ示スベシ真是
如意繁榮ノ奇術ナリトノ玉フ予
伏テ難者ト答ヒ奉ル是ヨリ夜々
来現アフテ五拾余夜之ニシテ念佛
劍舞ヲ相傳ヒ得ル者ナリ

袈速之事

劔舞裴速ハ先ツ扇ヲ持テ面ヲ
掛テ鳥兜大口腰御幣金剛杖ヲ
是リ亦中ニ立ツ者ハ鐘太鼓笛是
レ拍子ノ道具ナリ躍始ムルキハ持
タル扇ヲ開キ天下泰平國土安

穩武運長久圓滿ト左右ヲ踊
リ援タトハ御幣扇ヲ振テ当處
安全如意圓滿ト先立ハ御神

樂ニテ援クベシ六人は六根ヲ表スル也

是皆東西南北中央五行ノ備ナリ

先東方ハ降三世夜又明王本躰

青色ノ方ナリ西方ニハ大威徳夜

又明王金躰白色ノ方ナリ南方ニハ

軍荼利夜又明王火躰赤色ナリ

北方ニハ金剛夜又明王水躰黒色

ナリ二人狂ヒハ陰陽ノ形ナリ三人狂

ヒハ天地中央ヲ表スルナリ己上皆天

地陰陽五行ナリ表スル眞ニ以テ可
尊可念者ナリ度拜スル輩ハ惡
魔災難ヲ除クト云々外口傳有リ

踊箇條

一 神前ニテ再拝踊 (七拍子ルテ口傳アリ)

一 佛前ニテ禮拜踊 (六拍子ニテ口傳アリ)

一 御神樂入踊 (三十二拍子ニテ神拜讀口傳アリ)

一 狂三人踊

一 早念仏勿込入踊 (四十二拍子ニテ諸讀ノ口傳アリ)

装束の事

一 狂二人踊

一 片入踊 (廿七拍子ニテ片讀口傳アリ)

一 三人踊

一 遠念佛練入踊 (四拾貳拍子ニテ念佛讀口傳アリ)

一 二人踊

一 太刀入踊 (貳十五拍子ニテ口傳アリ)

右七ヶ條者累代雖爲秘事

親子兄弟堅ク不可有他

紀元二千五百四拾年

依懇望令傳受候假令雖

見者也

明治十三年辰年写トリ

為

歌書宝良屋敷

歌書館屋敷

菊池吉之助

歌書細畑屋敷

明治十三年
辰年何月 江川富蔵

歌書落合屋敷

大正拾四年
旧十二月

菅野邦松

○歌書念仏劍舞伝授書②

歌書 宝良屋敷

菅野嘉右衛門

歌書 館屋敷

菊池吉之助

歌書 細畑屋敷

明治十三年
辰年何月

江川富蔵

歌書 落合屋敷

大正十四年
旧十二月

菅野邦松

念佛劍舞原由ノ卷一

抑念佛劍舞ノ由縁ハ大同三年

予三歳ニシテ出家シ以テ諸國輕歴

スルコト凡ソ貳十有余年而シテ

羽黒山ニ入峰ス権大僧都法印

善行院中慶ト号ス志願有テ鬼

渡大明神ノ御堂ニ一千日參籠

勤行ス其間讀經ニ他事ナシ日

數積テ七百七十七日ノ夜半只動

動ト音ツレ光明赫々トシテ神木鳴

互リ暫時ニシテ光明ト共ニ御僧三人

御堂ノ内へ出―現シ玉フ予禮拜シ

何方ヨリ御來光ト奉問バ御一人

予ニ告テ曰清淨ノ心ハ沙門如何ト

ノ玉フ予答曰清淨ノ心ハ悟ナリト云ヤ

否ヤ消失セ玉フ其翌夜ヨリ片ノ如ク

三僧來現シ御一人ハ六波羅蜜

ヲ宣玉フ中老僧ノ曰當處ハ神社

佛閣何ヲ祈ルト御尋ナリ予曰當社

鬼渡大明神 神明太神宮拜養

現レ權業師如来ノ至山神五社ニテ

候ト云フ大明神本地如何トノ玉フ予

答曰金剛界ノ大日ニテ御座候ト云フ

然ルニ若僧ノ玉ク沙門ニ教ユベキ事

有テ我々三人出現セリ是則チ惡魔

退散菩提トナル念佛劍舞ヲ示スベシ

真是如意繁榮ノ奇術ナリトノ

玉フ予伏テ難有ト答ヘ奉ル是ヨリ

夜々來現アツテ五十余夜ニシテ念佛

劍舞ヲ相傳ヒ得ル者也

袈裟之事

一 劍舞袈裟ハ先ツ扇ヲ持テ面ヲ

掛ケ鳥兜大口腰御幣金剛杖

是ナリ亦中ニ立ツ者ハ鐘太鼓笛是

拍子ノ道具ナリ躍始ムルトハ持タル

扇ヲ開キ天下泰平國土安穩武

運長久圓滿ト左右ヲ踊リ援クトハ

御幣扇ヲ振テ當處安全如意円

滿ト先立ハ御神樂ニテ援クベシ六人ハ

六根ヲ表スルナリ是皆東西南北中

央五行ノ備ヘナリ先東方ニハ降三世

夜叉明王木體青色ノ方ナリ西方ニハ

大威徳夜叉明王金體白色ノ方ナリ

南方ニハ軍荼利夜叉明王火體赤

色ナリ北方ニハ金剛夜叉明王水體黒

色ナリ二人狂ヒハ陰陽ノ形ナリ三人ハ
天地中央ヲ表スルナリ已上皆天地陰
陽五行ヲ表ス眞ニ以テ可尊可念者
ナリ一度拜スル輩ハ惡魔災難ヲ除
クト云々

外ニ口傳有リ

踊箇條

一 神前ニテ再拜躍 七拍子ニテ
口傳アリ

一 佛前ニテ禮拜躍 六拍子ニテ
口傳アリ

一 御神樂入踊 三十二拍子ニテ
神拜讀口傳アリ

一 狂三人踊

一 遠念仏練入躍 四十二拍子ニテ
念佛讀口傳アリ

一 狂二人躍 二十七拍子ニテ
片讀口傳アリ

一 狂三人躍

一 早念佛勿込入躍 四十二拍子ニテ
諸讀口傳アリ

一 狂二人踊

一 太刀入踊 二十五拍子ニテ
口傳アリ

外口傳

右七箇條者累代雖モ

爲秘事依懇望令傳

受候假令雖爲親子

兄弟堅ク不可有他見

者也

寛政貳年 宝良屋敷

七月吉日 庄 大夫

文政十三年 堰之上屋敷

七月吉日 嘉右衛門

昭和二十三年十月吉日吉祥寺

落合屋敷

菅野邦松 印

菊池健介殿

慶応元年 館屋敷

七月吉日 菊池吉之助

昭和六十一年六月吉日 笹倉庄屋

代表者 菅野輝亀殿

菊池健祐 印

明治十三年 細畑屋敷

七月吉日 江川富蔵

念佛劍舞原由卷二

大正十四年拾二月吉祥日

菅野邦松殿

江川富蔵 印

抑々南無阿彌陀佛ノ六字ノ名號

ハ諸法萬法ノ根元ナリ然ルニ晝六時

夜六時モ即チ六字ノ名号ナリ人間
六根六色六境界ニ祝スル事モ皆是
南無阿彌陀佛ノ爲然ルニ日光月光
迦三千大千世界ヲ照シ給フモ南無阿
彌陀佛ノ御光ナリ故ニ光明遍照十
方世界念佛衆生攝取不捨ト説
キ給フ去レバ梵天帝釈闍魔法王
諸佛ノ御誓ニテ三界空生者諸法
萬法知リ難シ只念佛ヲ申スベシ南無
阿彌陀佛ノ六字ハ萬法一如ノ現心ナリ
去レバ
南ノ字ハ阿嚴經ヲ以テ作り給フ
無 字ハ法道六十三卷ヲ以テ作り給フ
阿 字ハ般若經涅槃經ヲ以テ作玉フ
彌 字ハ天台六十卷寶藏四十
卷ヲ以テ作り給フ

陀 字ハ大般若六百卷法華經
一部八卷二十八品ヲ以テ作り給フ
佛 字ハ七千余卷一切經ヲ以テ作玉フ
此故ニ
南無阿彌陀ヲ奉唱者ハ八萬諸
聖經讀奉ル一切三宝不殘奉
信心者ナリ故ニ
南 五萬五千佛籠リ給フ
無 六萬六千佛籠リ給フ
阿 七萬七千佛籠リ給フ
彌 八萬八千佛籠リ給フ
陀 九萬九千佛籠リ給フ
佛 十萬光迦遮佛籠リ給フ
故ニ
南無阿彌陀佛ト奉申ハ諸佛ヲ以所
奉拜ナリ

亦神道ヲ以テ云フトハ

南 天照皇太神宮
無 熊野三社大神
阿 八幡大菩薩
彌 春日大明神
陀 三十番神
佛 伊弉諾伊弉册尊
素戔嗚尊
故ニ
南無阿彌陀佛ト奉唱レバ諸明レ神
ヲ以所奉崇ナリ

神ト云フモ佛ト云フモ一體分身ニシテ
別ニ有ラズ衆生最度ノ爲ノ佛トモ
神トモ現シ給フ現世人間山ニ現長
久ヲ守ラセ給フニ依テ日本ハ神國ト申
事此故ナリ諸ノ衆生ノ念佛ハ唯我
後生ノ身計ト思コト大ニ誤ナリ
念佛ノ行者ハ今生ニテハ諸天神ノ
御心ニ叶ヒ未來成佛無疑者ナリ
是程ニ守ラセ玉フ念佛ヲナドカ不申カ
南無阿彌陀佛七味萬寶積道
如葉譬縁フ也建ヲ以テ一萬三千ノ
佛體ヲ作り亦黄金ヲ以テ高サ十丈ノ
堂ヲ建供養シ奉ル功德ヨリ念佛
一遍ノ功力ハ重勝レタリト説キ玉フナリ
亦四百四病發惡鬼疫神乱入
スルトモ百萬遍ノ念佛申處ヘハ来ラズ
七里方外ニ逝ケ去ル此故ニ念佛ハ現

世安穩後生浄土ト説キ玉フナリ

故ニ西方極樂浄土ヲ願シニハ智恵

アルモ愚ナルモ心ノ乱タルモ取カヘズ只一

筋ニ彌陀ノ本願ニ任セ西方極樂

浄土ヘ連レ行キ玉フト可思也信心

深キ念佛ノ功力ニハ

南 天道之苦ヲ遁レ

無 餓鬼道ノ苦ヲ遁レ

阿 修羅道ノ苦ヲ遁レ

彌 畜生道ノ苦ヲ遁レ

陀 血ノ池ノ苦ヲ遁レ

佛 人道ノ苦ヲ遁レ

念佛ノ行者ハ今生ニテ榮華無限

子孫繁昌後生成佛疑ヒ無キナリ

故ニ一念彌陀佛即滅無量罪

現受無比樂後生法浄土ト説

給フナリ

眞ニ可貴可慎者也

寛政貳年 宝良屋敷

七月吉日 庄 太 夫

文政十三年 堰之上屋敷

七月吉日 嘉右衛門

慶應元年 館屋敷

七月吉日 菊池吉之助

明治十三年 細畑屋敷

七月吉日 江川富蔵

大正十四年拾貳月吉日 江川富蔵 印

菅野邦松殿

昭和二十三年十月吉日吉祥寺

落合屋敷

菅野邦松 印

菊池健介殿

昭和六十一年六月吉日

笹倉庄屋

菊池健祐 印

代表者 菅野輝亀殿